令和4年第11回日進市農業委員会議事録			
招集年月日	令和4年11月30日(水)		
招集の場所	日進市役所 本庁舎4階 第3会議室		
開会	令和4年11月30日(水)14時51分		
	会長 6番 市川 豊 会長		
出席委員	委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員		
欠 席 委 員			
会議事件説明のため出			
席した者の職氏名			
職務のため出席した者	事務局 局長 村 瀬 厚		
の職氏名	係長 今 井 康 太主事 増 田 成 美		

付 議	議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
事 項	議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い
		について
	議案第3号	農業振興地域整備計画の変更について
	専決第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	専決第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	専決第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	その他	公共転用届について

開会 (14:51)出席者が定足数に達しているので、令和4年第11回農 事務局長 業委員会の開催を宣言する。 それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回し をお願いします。 議長 (会長の挨拶) それでは令和4年第11回農業委員会を始めます。 議事録署名者に9番の田口 奈穂美 委員と10番の 村瀬和樹 委員を指名する。 議案第1号を上程。 農業委員会等に関する法律第31条に「自己又は同居の 親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議 事に参与することができない」こととされているため、該 当の委員には挙手を控えていただきます。 27番から31の案件について、事務局に説明を求め る。 事務局 27番の案件について説明します。 申請地は、藤島公会堂から西に約210mの位置に所在 し、地目田、現況は雑種地で、面積は2.74㎡です。 申請者は、豊田市の賃貸住宅に居住していますが、令和 3年10月に一体利用地である地目宅地部分を購入し、自 宅の建築中です。 都市計画法の建築許可を受けて、建築確認申請を提出し た際に、今回の申請地を通路拡張する必要があるとの指摘 を受けたため、申請に至ったものです。 排水について、申請地南側の道路側溝に放流するため周 囲の農地に対する影響もないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分について、エー (ア) - b - (b) の原則転用可能である3種農地と判断 されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件については、事務局 で確認し支障ありません。 続きまして、28番の案件について説明します。 申請地は、北小学校から南に約150mの位置に所在 し、地目田、現況は雑種地で、面積は5筆合計で547. 0 5 m です。

申請者は大正10年から日進市において建設業を営ん

でいます。

申請地は、昭和46年頃から借り受け、申請者の事業で 使用する作業車両・大型及び中型運搬車、営業車両の駐車 場として利用してきました。

この度、農地法の許可を受けずに利用していることがわかり、違反状態を是正するため始末書を添付して申請するものです。

排水について、表面水は自然浸透させ、境界には鉄製のフェンスを設けているため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

農地法第5条第2項第1号の農地区分について、エー (r) - a - (a) の原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件については、事務局 で確認し、支障ありません。

続いて、29番の案件について説明します。

申請地は上納池スポーツ公園から西に約130mの位置に所在し、地目、現況は畑で、面積は535㎡です。

申請者は、密にならないように、車止め等でタイヤを固定する常時設置型のキッチンカーでの飲食物の販売を計画しています。

土地選定については、市街化区域近郊で、近隣に公共施設があることから、集客が見込めると判断し、また、駐車場も確保できるため申請地を選定したものになります。

排水について、雨水は申請地東側の道路側溝に放流する ため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

農地法第5条第2項第1号の農地区分について、エー (r) - a - (a) の原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件については、事務局 で確認し支障ありません。

続いて、30番の案件について説明します。

申請地は南小学校から西に約80mの位置に所在し、地 目田、現況は畑で、面積は142㎡です。

申請者は平成31年に設立し、岡崎市にて土木工事業を営んでいます。

令和4年4月に折戸町中屋敷に名古屋南支店を開設し、 現在3台分の駐車場を確保していますが、従業員及び来客 用の駐車場が不足しているため申請に至ったものです。

土地選定について、申請地は支店の西側に所在し、申請 地の所有者より申請地を使用しても良いという承諾を得 ることができたため、申請地を選定したものになります。

排水について、雨水は申請地東側の道路側溝に放流する ため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

農地法第5条第2項第1号の農地区分について、エー (P) - a - (a) の原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件については、事務局 で確認し支障ありません。

続いて、31番の案件について説明します。

申請地は岩藤公民館から南に約350mの位置に所在し、地目田、現況は畑で柿が植栽されており、面積は1, 207 ㎡です。

申請者は平成4年に成立し、岩藤町にて自動車修理及び 販売業を営んでいます。

現在、修理施設の他に30台程度の廃車及び解体車両駐車場として、2か所借地していますが土地所有者より退去を求められています。

代替地を探していたところ修理施設の隣接地の土地所 有者より当該地を使用しても良いという承諾を得ること ができたため、申請地を選定したものになります。

排水について、雨水は申請地南側の集水桝に集水し、既 設排水路に放流するため周囲の農地に対する影響もない と思われます。

農地法第5条第2項第1号の農地区分について、エー (ア) - b - (b) の原則転用可能である3種農地と判断 されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件については、事務局 で確認し支障ありません。

議案第1号の整理番号28番を除く案件について、委員 に対し、意見、質問を求める。

29番の案件について現況は畑ということだが、今回キ

議長

委員

ッチンカーを置くために整地をするということか。 また、賃借権のためキッチンカーをやめたときはどうな るのか。 現況は果樹園になっており、キッチンカーをやめた後、 事務局 現状復旧するかどうかについては個人間の契約の内容に なるため、こちらでは把握していません。 委員 農地法第5条申請をすると宅地扱いになるのか。 事務局 農地法第5条は農地を農地以外の利用をするための許 可申請です。 他に意見がないことを確認して議案第1号整理番号2 議長 8番を除く案件の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員) 議長 議案第1号、整理番号28番を除く案件について挙手全 員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。 議長 整理番号28番については、自己又は同居の親族もしく はその配偶者に関する事項に該当するため、農業委員会法 第31条に基づき、該当委員の退室を求める。 (委員一時退室) 議長 続いて、整理番号28番の案件について、委員に対し意 見、質問を求める。 委員 始末書を添付しているとのことだが、今出してきた理由 は何か。 事務局 経緯についてはわかりません。 他に意見がないことを確認して議案第1号整理番号2 議長 8番の案件の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員) 議案第1号、整理番号28番の案件について挙手全員を 議長 確認、原案のとおり解決したことを宣言。 該当委員の入室を認め、原案のとおり可決したことを報 告する。 議長 議案第2号を上程。 5番の案件について、事務局に説明を求める。 事務局 5番の案件について説明します。 申請地は、椙山女学園大学から北に約275mの位置に

所在する1筆になります。

この生産緑地は申請者の父が所有し主たる従事者とし

て農地利用していた生産緑地ですが、令和4年4月に死亡 し息子が相続しました。

今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請になります。

亡くなられた申請者の父が生産緑地の主たる従事者で あったことを証明することには問題ないと思われます。

議案第2号の案件について、委員に対し、意見、質問を 求める。

他に意見がないことを確認して議案第2号について採 決を宣言し、賛成者の挙手を求める。

(全員賛成)

議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決 したことを宣言。

議案第3号を上程。

1番の案件について、事務局に説明を求める。

申請地は東部保育園から南に約100mの位置に所在 し、地目、現況は田で、面積は556mの内44mです。

土地改良事業の実施状況について、県営ほ場整備事業日 進地区第一工区の土地改良を完了している農振農用地に なります。

申請者は現在妻と子供2人の4人で市内の賃貸住宅に 居住しています。

子どもの成長とともに、今の住居では手狭なため、売り に出ていた米野木町の宅地に住宅の建築を計画したもの になります。

しかし、該当地は道路に面していないため接道要件が取れません。申請地を宅地への通路として利用することで、接道要件を満たすことができるため。やむを得ず申請地を選定したものになります。

排水について、西側の排水路に放流するため問題はありません。

申請地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。

また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。

以上から、除外に必要な要件である農振法第13条2項

議長

議長

議長

事務局

	各号について、満たしていると思われます。
議長	議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を
	求める。
委員	通路のようになっているところは、通路で良いのか。
事務局	現場に通路はなく、通路のように見えるところはプレハ
	ブ水路が通っています。
	また、通路のように見えるところは田の一部です。
委員	通路がないところを購入したのか。
事務局	一体利用地は、既存宅要件で都市計画法上建築が可能に
	なります。
委員	通路は4メートル幅か。
事務局	計画では2.5メートル幅の計画になっています。
委員	土を入れて2.5メートル幅を埋めるのではなく、既に
	2.5メートル幅の畔のようなものがあり、そこを除外す
	るということか。
事務局	その通りです。
議長	意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、
	賛成者の挙手を求める。
	(賛成多数)
議長	議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決
	したことを宣言した。
議長	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。
事務局	(事務局より専決について一括で報告)
	専決1号 3条届出 4件
	専決2号 4条届出 5件
	専決3号 5条届出 3件
議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。
	(意見なし)
議長	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じ
	る。
事務局	(事務局よりその他について一括で報告)
	公共転用届について 1件
議長	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。
	(意見なし)
議長	その他連絡事項について事務局に報告を求める。
事務局	(事務連絡)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 9番委員

議事録署名者 10番委員